

## 令和7年度焼津市立保育所 ICT 化システム導入に関する仕様書

令和7年度焼津市立保育所 ICT 化システム導入に関する仕様書は、次のとおりである。受注者は、別に締結される業務委託契約書とこの仕様書に基づき、信義を重んじ誠実に業務を履行しなければならない。

### 1. 業務名

令和7年度焼津市立保育所 ICT 化システム導入

### 2. 目的

本業務は、焼津市立保育所（以下、公立園または施設という）への保育業務支援システム（以下、本システムという）の導入により、公立園利用者の利便性を向上させるとともに、職員の業務負担の軽減や単純作業の省力化を図り、保育業務に専念できる環境を構築すること及び保育の質の向上を図ることを目的とする。

### 3. 業務の方針

主な業務の方針は下記のとおりである。

- ① 本業務は以下の方針でシステム構築及び付帯作業を行うこと。
- ② 職員の業務負担軽減に役立つシステムであること。
- ③ 利用者の利便性・操作性などを考慮した、容易に操作できるシステムであること。
- ④ 保育制度の改正等に対応できる拡張性の高いシステムであること。
- ⑤ 5年間以上に渡り、安定した利用が可能であること。

### 4. 業務内容

主な業務内容は下記のとおりである。

- ① システム利用環境の提供
- ② システム導入フォロー及び初期設定支援
- ③ 各種操作マニュアルの作成
- ④ 操作研修の実施
- ⑤ システム運用及び保守の実施
- ⑥ 業務実績報告書の提出
- ⑦ その他、本業務に必要なすべての作業

### 5. 運用期間

運用開始は令和7年12月1日である。

※なお、システムの運用は地方自治法第234条の3による長期継続契約とし、60か月を想定する。

### 6. 対象施設

令和7年度：1施設

施設名	所在地	定員	在園児
石津保育園	焼津市石津中町 16-7	90人	78人

※在園児数は令和7年4月1日時点

※施設の定員や在園児が変動した場合、本市が支払う費用は増加しないものとする。

【参考】令和8年度以降に、対象施設を3園追加する予定である。

※追加施設を含む計4園での運用を想定すること。

※参考見積書として、下記の3園にシステムを導入する場合の「導入費用」及び「システム使用料（月額）」を提出すること。

施設名	所在地	定員	在園児
旭町保育園	焼津市駅北 3-17-10	150 人	113 人
小川保育園	東小川 4-21-11	120 人	116 人
大井川保育園	下江留 41	300 人	194 人

## 7. システム内容

### (1) 概要

- ① 主要な機能が一つのシステム内で利用可能であり、特定の別システムを利用するような負担がないこと。
- ② 保育所を運営する他の地方公共団体において、5 団体以上への導入・運用実績があるシステムであること。
- ③ 本市と同規模の公立保育所を運営する他の地方公共団体において、一自治体あたり単一年度で4園以上の導入・運用実績があるシステムであること。
- ④ 当システム専用の保護者向けスマートフォンアプリケーションを提供すること。
- ⑤ 保護者アプリはプッシュ通知が可能であること。
- ⑥ 職員用システムおよび保護者アプリにて利用する機能は、いずれも提案時点で1年以上の運用実績があること。
- ⑦ 定期的にバージョンアップ（機能拡張）を図る ASP サービスの形態で提供すること。
- ⑧ 他システムとの API 連携実績があること。
- ⑨ 個人情報とは運用時の利用端末側に保持せず、クラウド側にて保持すること。ただし、システムから帳票類等を利用端末にダウンロードした場合はこの限りではない。
- ⑩ クラウドサービスのシステムは国内のデータセンターにあり、日本の法律が適用されること。
- ⑪ 24 時間 365 日サービス提供が可能で、稼働率 99%以上を確保していること。ただし、システム保守等のための運用停止時間が必要な場合は、前もって公開すること。
- ⑫ 導入後に接続端末数・職員数の増減があった場合でも、追加のシステム利用料が発生しないこと。

### (2) 機器類及び通信仕様

- ① システム接続用の機器は、本市で別途調達する PC およびタブレット端末、登降園打刻用の IC カードリーダー・QR コードリーダーの利用を想定すること。
- ② 各機器からシステムを利用するにあたっては、特定のソフトウェアを利用せず、Web ブラウザ (Google Chrome 等) による利用とすること。
- ③ 以下の動作環境ですべての機能が正常に動作するシステムであること：

#### 【Windows 端末】

OS : Windows11 CPU : Core-i3 メモリ : 4GB

ブラウザ : Microsoft Edge、Google Chrome

※主たる機能は Internet Explorer11 でも動作すること。

#### 【iOS 端末】

iPad (第 11 世代)

ブラウザ : safari

### (3) ネットワーク

- ① 保育所及び保育・幼稚園課で利用する機能は、インターネットを経由して利用できること。
- ② 上記の機能は、20Mbps 程度の通信速度（実測値）で安定して動作すること。
- ③ 保護者向けスマートフォンアプリケーションは、インターネットを経由して利用できること。
- ④ インターネット接続にあたっては、暗号化等のセキュリティ機能を担保すること。
- ⑤ システム接続にあたっての回線整備、ネットワーク機器・無線アクセスポイント端末等の設置・設定業務は、本業務には含まないものとする。

### (4) 機能要件

別紙「機能要件対応表」の機能を提供できること。

### (5) 帳票要件

- ① 指導計画・保育日誌等の帳票は焼津市の様式をシステム上で再現すること。なお、本紙の様式そのままの再現が難しい場合、再現が難しい部分については、本市と別途協議の上、最適な様式を提案すること。
- ② 再現に必要な費用は、初期費用に含めるものとし、運用開始後、様式に変更があった際は追加の費用なく本市で変更できること。

### (6) セキュリティ要件

- ① アクセス状況及び不正アクセスを監視する等により、サイバー攻撃及び情報漏洩、改ざん防止対策並びにセキュリティホール対策を適切に講じること。
- ② 本システムと利用者（各施設及び保護者）間の通信は SSL/TLS による暗号化を用いて情報漏洩対策が実施されていること。
- ③ ユーザ ID 及びパスワードによりシステム認証管理ができること。また、職員ごと機能別に権限（閲覧権限／更新権限／承認権限／ダウンロード権限／利用不可）の設定が可能で、権限に合わせて画面やメニューの表示、データの取扱いが制御されること。
- ④ 特定の権限を有する保育・幼稚園課専用の特権アカウントを利用し、園をまたいだ統合的な管理ができること。
- ⑤ 保護者は、各施設が認めた利用者以外は利用不可とし、利用者であっても、所属する施設で取り扱う情報及び自身の子供の情報以外の閲覧、利用ができないようにすること。
- ⑥ 受注者は、ISMS またはプライバシーマークの認証を取得していること。
- ⑦ 使用するクラウドサービスの基盤は、ISMAP（政府情報システムのためのセキュリティ評価制度）のクラウドサービスリストに登録されていること。
- ⑧ アクセスログを保存し、不正アクセスが発生した場合には速やかに本市に報告し、必要であればアクセスログの開示をすること。

### (7) バックアップ要件

- ① 管理するデータが消失しないよう、サーバのバックアップを 1 日 1 回以上のバックアップを取得し、7 世代以上保持すること。
- ② 取得したバックアップは稼働中のシステムおよびデータと同時に破損しないよう、別の媒体にて管理すること。

- ③ 障害発生時は発注者の承認の後、指定したバックアップデータから速やかに復元できること。

#### 8. システム導入の支援

- ① 運用を開始するにあたり、当市で実施する設定作業の支援を適宜行うこと。
- ② 契約後、システム導入会議を実施すること。システム導入会議では、運用開始までの詳細スケジュール及び初期設定内容を提案し、当市の承諾を得ること。
- ③ 導入担当者を設け、全体の利用状況をシステム上で随時確認し、当市の要求があった場合は、施設ごとの利用状況一覧を電子データで開示すること。また、作業が停滞している園へのフォローなど導入サポートを適宜行うこと。
- ④ 導入担当者は、5以上の地方公共団体への保育 ICT システム導入プロジェクト担当経験を有すること。
- ⑤ オンラインで各機能別の活用セミナーを定期的に行い、効果的な活用方法や他の事例を共有すること。また、本契約で対象とする機能毎のセミナー動画や補助資料を適宜提供すること。なお、これらの実施費用は本事業の費用に含めるものとする。

#### 9. 操作マニュアル

- ① 運用開始1ヶ月前までに操作マニュアルを提供すること。
- ② 操作マニュアルは電子データの他、保育・幼稚園課及び各施設に1部ずつ紙媒体でのマニュアルを提出すること。また、マニュアルのキーワード検索に対応すること。
- ③ 操作マニュアルは極力専門用語を用いず、ICT知識の乏しい者にも理解しやすい記述とし、実際の画面キャプチャー及び操作デモ画面を用いて分かりやすく説明すること。
- ④ 機能の修正などがあった場合には、該当部分を更新した操作マニュアルを速やかに作成し、閲覧ができるようにすること。

#### 10. 運用保守・サポート要件

- ① 本システムは24時間365日制限なく利用できること。ただし、システム保守等のために運用停止が必要となる場合には、事前に申し入れること。また、システム上に案内文を表示させ、利用者に通知すること。
- ② 職員向けのヘルプデスクを設置すること。対応は土曜、日曜、祝日及び年末年始を除く、平日の午前9時00分から午後6時00分までの受付に対応すること。ただし、緊急を要する場合の対応については、本市と協議の上、対応すること。
- ③ 保護者向けヘルプデスクを設置すること。保護者アプリ内に問い合わせフォームが設置されており、直接事業者にお問い合わせができること。
- ④ システムの保守は別途費用（出張等）を要求することなく実施すること。ただし、発注者より追加で料金が発生する追加機能の導入を求められた場合にはこの限りではない。
- ⑤ 他の利用団体で不具合が発生した場合や不調が予見される事象を発生した場合は、発注者と協議した上で、別途費用を要求することなく速やかに予防保守を実施すること。
- ⑥ システムのバージョンアップ（機能改善、バグ対応等）を適宜実施すること。
- ⑦ クライアント OS や Web ブラウザのバージョンアップがあった際は、最新のバージョンにシステム上で随時対応すること。
- ⑧ 保育関連の制度改正にあわせて、最新制度に対応したシステムへバージョンアップを行うこと。なお、このバージョンアップに係る費用は本契約に含むものとする。

る。

- ⑨ その他保守サポートについて、追加費用を必要とせずに提供できる機能追加など有効な提案があれば併せて提案すること。

#### 11. 納品成果物

以下を紙媒体及び電子媒体（CD-ROM 等）に保存し納品すること。

- ① 本システムの操作マニュアル
- ② ヘルプデスク、緊急連絡先等の本システムの利用に必要な情報をまとめた資料

#### 12. 個人情報の管理

- ① 受注者は、本仕様書及び提供された情報等について、許可なく複製及び第三者への提供はしないこと。また、他者への情報漏えい等が起こることのないよう、必要な措置を講ずること。
- ② 業務遂行にあたり、個人情報の取扱については、焼津市個人情報保護条例ならびにその他関係法令を遵守し、適正な個人情報の取扱を行うこと。

#### 13. 業務の引継に関する事項

- ① 受注者は、発注者が事業を継続して遂行できるよう、移行業務を支援することとし、データ移行については、受注者側で費用負担の上、実施し、本業務の範囲内でシステム切り替えに協力するものとする。
- ② 契約終了時には、業務の引継ぎ作業の完了を発注者が確認した後、クラウド環境に設置されているサーバ内のデータやバックアップデータについては完全消去を行った上で、書面により発注者に報告すること。

#### 14. 留意事項

- ① 受注者は、ISO/IEC27001（情報セキュリティマネジメントシステム）又はプライバシーマーク相当の認証を取得していること。
- ② 本業務の進め方に係る協議や進行管理・成果等について、常に発注者と連携を図り、情報共有を行いながら、適切な業務が遂行されるよう、必要に応じて随時打ち合わせを行うこと。
- ③ 本仕様書に明記されていない事項でも、システム等を適切に動作させるために当然備えるべき性能及び機能（構造）等については完備していることとする。
- ④ 本仕様書に定めがない事項については、双方協議の上、決定するものとする。

以上